

北海道告示第 10756 号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 2 日

北海道知事 鈴木直道

- 1 都市計画事業の種類及び名称
倶知安都市計画道路事業 3・4・4 号南 3 条通
- 2 施行者の名称
北海道
- 3 事務所の所在地及び名称
小樽市奥沢 1 丁目 21 番 1 号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
北海道虻田郡倶知安町南 3 条西 2 丁目、南 3 条西 3 丁目、南 3 条西 4 丁目、南 4 条西 3 丁目及び南 4 条西 4 丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし